

被害に遭わないために 家庭や地域で 参考にしてください

悪質商法の手口

悪質商法の手口は日々変化し、より巧妙になっています。ここで紹介する手口を参考に、日ごろから心の準備をしておきましょう。

【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834・FAX(5273)3110へ。



インターネットを使った悪質商法

インターネットは私たちの生活の利便性を高める一方で、インターネットをめぐる消費者トラブルが多発しています。トラブルの事例を紹介します。

退会手続き未処理を理由に料金を請求

「以前登録した総合情報サイトの無料期間中に退会手続きをしなかったため、登録料と延滞金が発生」と携帯電話にメールが届きました。

「放置すると自宅や職場に料金の回収に行く」と書いてあったので連絡すると、料金を請求されました。

不特定多数に同様の内容のメールを送りつけ、不安になって連絡した方に料金を請求する手口です。心当たりがない場合は、無視して一切連絡しないことが大切です。



急に有料のサイトに画面が切り替わる

「無料」と表示されたウェブサイトを閲覧していて、何らかの項目をクリックしたら、突然「ご登録ありがとうございます」などと表示され、有料のサイトの登録料を請求する画面に切り替わりました。

また、料金請求の画面が、パソコンのトップページに貼り付いたままになりました。

勝手に登録されたサイトからの請求は無視しましょう。有効な契約には、契約内容を確認・訂正する機会があります。仮に操作ミス等をして、すぐに契約したことにはなりません。

芸能人があなたに悩みを聞いてほしいと言っている

芸能人のマネジャーを名乗る人から、「芸能人の悩みを聞いてほしい」と言われ、有料のポイント制のウェブサイトを紹介されました。

「サイト閲覧の費用は後で支払うから、立て替えてほしい」と言われ、実際に芸能人と会う段階になると連絡がとれなくなり、多額の費用を請求されました。

フェイスブックなどのSNS(ソーシャル・ネットワーク・ワーキング・サービス)に登録している方などを狙った手口です。知らない人からの突然の誘いには、応じないようにしましょう。



無料のサイトから出会い系サイトに登録された

無料の占いや懸賞応募のウェブサイトを利用したら、出会い系サイトに登録されてしまい、メールが届くようになりました。

メールの相手が「利用料は払う」と言うのでメールをやり取りしましたが、相手が支払わず、利用料を請求されました。

あるサイトに登録すると、いくつものサイトに同時に情報が流れる仕組みになっています。個人情報の入力に注意するとともに、利用料の一方的な請求には応じないでください。



うまい話にはご注意を

典型的な手口にだまされないで

新宿消費生活センターに寄せられた、さまざまな悪質商法の手口を紹介します。「おかしい」と思ったら、すぐにご相談ください。

社債や未公開株の購入

社債等を発行する会社が、証券会社を介さずに直接勧誘し、契約すると転売できず、発行した会社とも連絡が取れなくなります。

また、A社が「X社は近いうちに上場して株の値上がりが確実」と株の購入を勧め、A社と結託したB社が「X社の株を持っていたら高値で買う」などと、複数の会社が結託し、必ずもうかるような話をしてくることもあります。

被害に遭った方に「被害額を取り戻す」と言って解決金を要求したり、別の会社の株を売るなどの二次被害も後を絶ちません。

ファンド型投資商品

事業への出資金を募り、その資金を元手にした事業等から得られた収益を配分する仕組みの商品です。実態も分

からないまま契約を結び、投資後は連絡が取れなくなったとの相談が寄せられています。

当選商法

「海外宝くじの1等に当選。高額賞金受け取りの手続きを」などとメールや手紙を送りつけ、宝くじの登録料としてお金を振り込むように指示します。一度申し込むと、何度も同様の勧誘がきます。

クレジットカードでの支払いを指示することもあります。カードの番号を知らせるのは非常に危険です。

SF商法(催眠商法)

閉め切った会場で人を集め、日用品などを無料で配ったり安い金額で販売して雰囲気盛り上げた後、高額な商品売りつける手口です。会場に入ると、高額な商品を買うまで帰れなくな

ることもあります。

無料配布や低価格販売のチラシ・引き換え券には注意が必要です。

点検商法

「点検に来た」と言って訪問し、「もう使用できない。早く交換しないと危険」などと虚偽の説明をして商品売りつけます。

水道・家の土台・シロアリ駆除・消火器・換気扇・耐震診断など、手口はさまざまです。

新しい話題を悪用

新しい技術等が発表されると、それに便乗した詐欺も出てきます。最近では、「iPS細胞」にまつわる悪質商法がありました。

また、地震災害に便乗した点検商法や、CO2(二酸化炭素)排出権取引による悪質商法も発生しています。

電話勧誘販売や訪問販売の契約を解約したいときはクーリング・オフ制度のご利用を

電話勧誘販売や訪問販売など特定の取引の場合に、法律で決められた期間内であれば、無条件で解約できる制度です。

業者が契約を迫ったりせず、消費者が購入するかどうかを考える時間が充分にある「通信販売」や、自ら店舗に出向いて購入を決定する「店舗販売」は、クーリング・オフが適用されません。

●「押し買い」も対象に

2月中に改正特定商取引法が施行される予定です。改正法では、貴金属などを強引に買い取る「押し買い(訪問購入)」にもクーリング・オフが適用されるようになります。詳しくは、新宿消費生活センターへお問い合わせください。